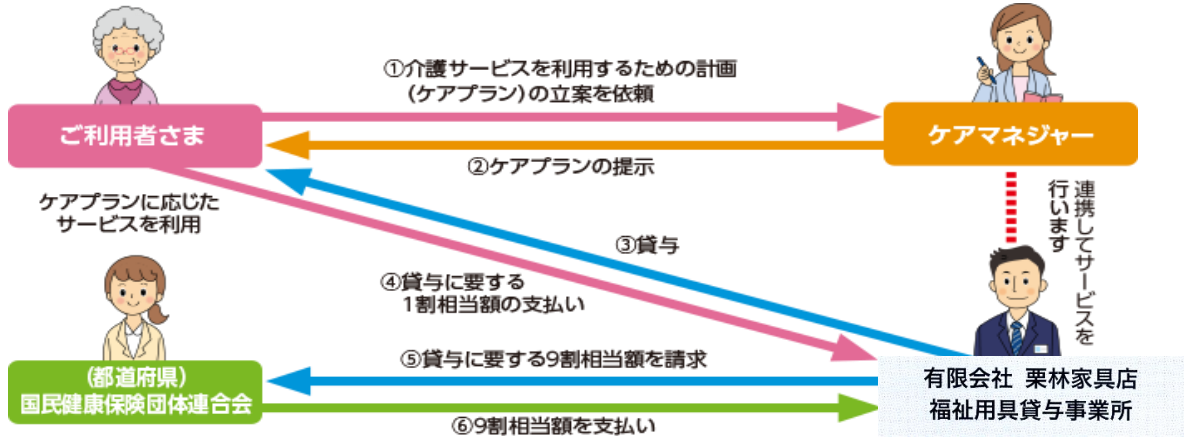


# 有限会社 栗林家具店 福祉用具貸与事業所

介護保険事業者番号 0172300261



居室での暮らしを支える

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
<b>福祉用具貸与</b> 介護予防福祉用具貸与 	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具を除く) ・自動排泄処理装置(要介護4～5の人のみ) ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。 ・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。 
<b>特定福祉用具販売</b> (福祉用具購入費の支給) 特定介護予防福祉用具販売 	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します(年間10万円を上限)。 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・特殊尿器 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具 ■指定された事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。 ■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します(年間10万円を上限)。 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・特殊尿器 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具
<b>住宅改修費支給</b> 介護予防住宅改修費支給 	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ■事前の申請が必要になります。	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。